

(平成25年7月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から57年12月まで
② 昭和58年10月から同年12月まで

私は、昭和55年6月頃に区の事務所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は送られてきた納付書で、会社を退職した53年7月まで遡って一括で納付し、その後の保険料は毎月金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和60年3月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人は、58年1月から同年3月までの保険料を60年4月25日に納付して以降、62年4月まで、現年度保険料及び過年度保険料をほぼ同時期に納付していることがオンライン記録で確認できることから、前後の期間の保険料と同様の納付方法で当該期間の保険料も納付していたと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和55年6月頃に区の事務所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が現在も居住している区の国民年金被保険者名簿の備考欄には「昭和60年3月15日取得届受付」、資格取得欄には「53. 7. 21」の日付、新規及び強制を意味する記載が確認できるほか、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される60年3月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない。また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人も現在所持している年金手帳以外の手帳を所持した記憶は

無いと述べている。

そのほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を43万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日

A事務所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出された「労働保険年度更新資料」及び「労働保険料賃金集計表」並びに申立人から提出された平成16年度市民税・県民税特別徴収税額通知書における給与収入額等から判断すると、申立人は、15年7月に同事務所から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、A事務所は、申立人に平成15年7月15日に賞与を支給し、当該賞与から保険料を控除した旨回答している上、同僚が所持している同日付けの賞与支給明細書により、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる上記同僚に係る厚生年金保険料控除額並びに上記「労働保険年度更新資料」及び

「労働保険料賃金集計表」において確認できる申立人に係る賞与支給額により推認できる厚生年金保険料控除額から、43万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において被保険者資格を有する者について、「労働保険料賃金集計表」における申立期間に係る賞与欄に賞与額が記載されているところ、オンライン記録には申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

A社及びその関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、雇用保険の加入記録及びB社の回答により、申立人は、昭和58年9月21日付けでA社からC社に異動したことが認められるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日である上、B社は、申立期間についてA社において厚生年金保険に加入させるべきところ、誤って資格喪失日を同年9月21日と届け出たものと考えられる旨回答していることから、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係るA社における資格喪失日を誤って届け出たと考えられる旨回答している上、同社が加入していたD厚生年金基金が保管している加入員資格喪失届に申立人

に係る資格喪失日が昭和58年9月21日と記載されていることから、社会保険事務所及び同基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難く、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年2月までの期間、5年9月から10年1月までの期間及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から3年2月まで
② 平成5年9月から7年3月まで
③ 平成7年4月から8年3月まで
④ 平成8年4月から9年3月まで
⑤ 平成9年4月から10年1月まで
⑥ 平成11年3月

私は、大学生の時に、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、その後に私の母が、免除期間の保険料をまとめて追納してくれた。また、私が平成4年1月に会社を退職した後、保険料を納付していなかった期間や免除申請を行った期間があったが、これらの期間の保険料も母がまとめて納付及び追納してくれた。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②及び④が免除とされ、申立期間③、⑤及び⑥の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は当時大学生であったと述べており、当該期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除申請手続き及び追納をすることはできない。

申立期間②及び④については、申立人の母親は、申立人が納付していなかった期間の保険料を遡って納付したと述べているものの、当該期間は申請免除期間であることから、保険料を納付するためには追納の申出が必要となるが、母親は追納の申出を行った記憶が明確でなく、申立人は追納の申出については行っていないとしているほか、オンライン記録でも同申出の記録を確認することができない。

申立期間③及び⑤については、母親は当初、申立人の保険料を口座振替（母親名義の

金融機関口座から平成12年5月15日以降振替)にする直前の時期に当該期間の保険料を納付したと述べていたが、その後、時期についてはよく覚えていないとしており、当該期間の保険料の納付時期に関する記憶が明確でなく、納付金額に関する記憶も明確ではない。また、申立期間⑤直後の10年2月から12年3月までの期間の保険料は同年3月28日に納付されていることが申立人の所持する領収証書で確認できるが、当該納付時点では、申立期間③及び⑤は時効により保険料を納付することができない。

申立期間⑥については、当該期間を含む平成10年4月から11年3月までの保険料として15万5,750円が12年3月28日に過年度納付されたことが申立人の所持する領収証書で確認できる。しかし、当該領収証書に記載された金額は、平成10年度の1年分の前納額であり、本来記載されるべき1年分の保険料額(15万9,600円)に満たない金額であったことから、12年6月26日に10年4月から11年2月までの期間を納付済期間とし、残額である1か月分の保険料額に満たない納付額については、11年3月(申立期間⑥)の過誤納額として、12年8月に申立人名義の金融機関の口座に還付されていることがオンライン記録で確認できる。また、13年3月6日に申立人に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間⑥に係る過年度納付書が作成されたことが考えられるが、申立人は、当該納付書を受け取ったかどうかは覚えていないと述べており、保険料を遡って納付した記憶は明確でない。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月、同年5月、同年7月から46年3月までの期間、同年5月から53年3月までの期間及び58年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月及び同年5月
② 昭和45年7月から46年3月まで
③ 昭和46年5月から53年3月まで
④ 昭和58年7月から同年9月まで

私は、平成9年に社会保険事務所（当時）へ行って、事業所の健康保険・厚生年金保険新規適用の手続を行ったときに、係の人に国民年金保険料は全て納付されていると言われたので、保険料の未納期間は無いと思っていた。申立期間の保険料は、私の母又は前妻が納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親及び前妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①及び②については、当該期間当時、母親と同居していた申立人の兄は、昭和45年3月及び同年5月から46年3月までの期間の保険料は未納である。

申立期間③については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の前妻の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から当該期間後の昭和54年1月頃に払い出されたと推認でき、前妻は、当該払出時点で納付可能な52年4月までの自身の保険料を遡って納付したと推認できるほか、同年3月以前の保険料は未納とされている。これらを踏まえると、前妻は、当該払出時点から60歳に到達するまでの保険料を全て納付したとしても年金受給権を得るために必要な納付月数が不足することから、遡って保険料を納付したものと推認できる。

申立期間④については、オンライン記録では、当該期間の保険料は「時効期間納付」として昭和60年11月26日に充当決議が行われ、59年1月から同年3月までの保険料に充当されていることが確認できるほか、申立人の保険料を納付していたとする前妻の当該期間の保険料は未納である。

そのほか、申立人の母親及び前妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 26 日から同年 6 月 20 日頃まで

A社B支店に平成 2 年 6 月から支店閉鎖となる 3 年 6 月 20 日頃まで勤務したと記憶しているにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無い。支店閉鎖に伴う残務整理を同年 6 月頃まで行っていたと記憶している。当時の預金通帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、平成 3 年 3 月における振込みは無いものの、同年 4 月 30 日、同年 5 月 31 日、同年 7 月 1 日に、A社からの振込みが確認できることから、申立人が申立期間に同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本で確認できる申立期間当時の代表取締役であり、複数の従業員が社会保険事務の責任者だったと回答している者に文書照会したところ、書類等は一切無く確認の方法が無いと回答している。

また、申立人がA社の社員だったと記憶する 1 人、及び同社B支店に出向していたC社の社員だったと記憶する 5 人の計 6 人に照会したところ、全員から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務及び保険料控除について確認できない。

さらに、当該 6 人のうち、自身がA社B支店の責任者であったとする者は、同社同支店の開設期間は昭和 63 年 12 月 9 日から平成 3 年 3 月 29 日までであり、業務は同年 3 月 25 日までだった旨回答している上、申立人が一緒に退社したとする同僚は、申立人の勤務期間については分からないが、自身の同社同支店における勤務期間は昭和 63 年 11 月 1 日から平成 3 年 4 月 30 日までである旨回答しており、オンライン記録によると、同人の同社における資格喪失日は、同年 4 月 26 日であり、雇用保険の離職日と符合しているほか、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、離職日は同年 3 月 25 日と記

録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合していることが確認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録があり連絡可能な7人に照会したところ、6人から回答があったが、4人が申立人を知らないと回答しており、1人は回答が無く、1人は記憶が曖昧であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24447 (事案 393 及び 9798 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとのことで、記録訂正を行うことができない旨の通知を受けた。

しかし、A社から人事記録が見付かった旨の通知があったので、確認の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについて、申立期間は昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までとされているところ、申立人が、申立期間にA社に在籍していたことは在籍証明書により推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立期間を昭和 18 年 4 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までと変更し、申立人から再申立ての新たな資料として、A社の昭和 19 年分「店員配置表」が提出されているが、前回審議の際、同資料は同社から既に提出されており、申立人の在籍については推認されている。

また、申立人から新たに提出された申立期間に係る預金通帳は、振込総額がドル建てで記載されており、厚生年金保険料の控除は確認できないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立期間を昭和 21 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までと変更し、新たな資料として、A社から、同社C支店の同年 2 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 8 月の「社員配置表」が提出されたが、申立人が申立期間に同社に在籍していたことを推認できるものの、同資料からは保険料控除を確認することはできない。

そのほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。